

1 機動的な職業訓練の拡充・実施

職業訓練定員の拡充や被災者向け特別コースの設定など、被災地や被災した方の受け入れ先等における職業訓練を機動的に拡充・実施する。

(1) 雇用・能力開発機構

- 住宅等の建築・設備工事等の訓練について施設内において実施する。
- 雇用・能力開発機構に依頼し、同機構が設置する青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に所在する都道府県センターに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した職業訓練受講者及び事業主等に対し、そのニーズに応じて相談援助を行っている。

(2) 都道府県

- 災害復旧等に必要な訓練について委託訓練を活用して機動的に拡充・実施する。

2 訓練手当（職業転換給付金制度）の特例措置について

被災地域を訓練手当（職業転換給付金制度）の「激甚な災害を受けた地域」として指定し、被災により離職を余儀なくされた者等に対する公共職業訓練を効果的に実施するため、対象者に訓練期間中の生活支援として訓練手当を支給する。

3 公共職業訓練の取扱い

(1) 訓練の修了要件の特例

公共職業訓練の受講者が被災により職業訓練を受けられない場合に、被災前に予め決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したものと取り扱うことができる。

(2) 基本手当の支給

雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断、休講や、交通上の支障等により訓練を受けられない場合は、基本手当等を支給することができる。

(3) 受講あっせんの特例

公共職業訓練について、被災により中止や受講不能となった受講者が再度、当該訓練の受講を希望する場合は、1年を経過しない場合であっても訓練を受講することを可能とする。

4 基金訓練の取扱い

(1) 訓練の修了要件の特例

基金訓練の受講者が被災により職業訓練を受けられない場合に、被災前に予め決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したものと取り扱うことができる。

(2) 訓練・生活支援給付の支給

訓練・生活支援給付を受給している基金訓練等の受講者が、被災による訓練の中断、休講や、交通上の支障等により訓練を受けられない場合は、訓練・生活支援給付を支給することができる。

(3) 受講あっせんの特例

基金訓練について、被災により中止や受講不能となった受講者が再度、当該訓練の受講を希望する場合は、1年を経過しない場合であっても訓練を受講することを可能とする。